

甲賀市ごみカレンダー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、甲賀市が発行するごみカレンダー及びごみの分け方・出し方（以下「ごみカレンダー」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とはごみカレンダー下部に掲載される広告をいう。

(広告の基準)

第3条 ごみカレンダーに掲載する広告は、市としての品位、公共性を妨げないものであって市民に不利益を与えないものとし、甲賀市広告掲載要綱（平成19年甲賀市告示第82号）に定めるほか、次の各号に該当する場合は、原則として掲載しない。

（1）市民に不快感を与えるおそれのあるもの

（2）その他広告の表現として適切でないと市長が認めたもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦25mm×横90mm×4社

データ形式 エクセル形式による提出

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、ごみカレンダーの下部で市長が指定する位置とする。

(広告の掲載部数)

第6条 広告を掲載する部数は、別途甲賀市ごみカレンダー広告募集要項によるものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、原則として市ホームページで行うものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載を申込む者（以下「申込者」という。）は、市長が指定する期日までに、甲賀市ごみカレンダー広告掲載申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 同一申込者が申込める広告は1件とする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込みを受けたときは、第3条に基づき内容を審査の上、掲載の可否を決定し、甲賀市ごみカレンダー広告掲載許可決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 掲載する広告の優先順位は、次の各号の順序とする。

（1）公共的性格のある環境関連の私企業で、本市のごみ収集事業に関する委託業務の受注事業者のものに係る広告

- (2) 公共的性格のある環境関連の私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (3) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
 - (4) 前号に該当しない市内に事業所等を有する私企業及び自営業に係る広告
 - (5) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 3 前項の規定によって申込者が掲載できる枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 市長から広告掲載許可の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が別途提示する基準に基づく広告原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは広告原稿の修正を求めることができる。

(広告掲載料)

- 第11条 広告掲載料は、1枠当たり 金額200,000円とする
- 2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括納付するものとする。
 - 3 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
 - 4 広告主が広告掲載料を期日までに納付しないときは、広告の掲載を中止することができる。
 - 5 前項の場合、市長は違約金として広告掲載料の10%を徴収することができる。

(広告内容等の協議)

第12条 広告主は、広告内容等について第3条の基準に基づき、市と協議を行うものとする。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告の実施等)

第14条 広告の掲載等は、この要領に定めるほか、甲賀市ごみカレンダー広告募集要項、甲賀市広告掲載要綱、及び甲賀市広告掲載基準(以下「広告取扱要領等」という。)の規定に基づき実施するものとする。

- 2 広告取扱要領等の文書間で、矛盾、齟齬がある場合は、前項に記述する順にその解釈が優先するものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、市長と広告主が別途協議のうえ定めるものとする。

(契約等)

第16条 契約に関する事項は、甲賀市財務規則（平成16年規則第33号）第10章の規定を適用するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和7年12月1日から施行する。